

経済産業省

20230310保局第2号

安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）の一部を改正する規程

安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）（20200528保局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）（20200528保局第2号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改 正 後	改 正 前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営<u>要領</u>について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営<u>要領</u>を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営<u>要領（内規）</u>について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営<u>要領（内規）</u>を別紙のとおり定める。
1. 評定の実施 1) 安全管理審査評定等委員会（以下、「委員会」という。）は、電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>（以下、「使用前自主（<u>定期自主</u>）検査」という。）の実施に係る体制について、審査を行う者（以下、「安全管理審査官」という。）又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書及び登録安全管理審査機関から提出された<u>溶接自主検査</u>確認結果報告書をもとに評定をし、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める。 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。また、委員会は、<u>定期事</u>	1. 評定の実施 1) 安全管理審査評定等委員会（以下、「委員会」という。）は、電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>（以下、「使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査」という。）の実施に係る体制について、審査を行う者（以下、「安全管理審査官」という。）又は登録安全管理審査機関から提出された安全管理審査報告書及び登録安全管理審査機関から提出された<u>溶接事業者検査</u>確認結果報告書をもとに評定をし、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める。 2) 委員会は、評定に必要な範囲において、安全管理審査官又は登録安全管理審査機関より審査内容について説明を受ける。また、委員会は、<u>定期事</u>

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
<u>主検査</u>の実施時期を定めるにあたり必要な範囲において、申請者より<u>定期自主検査</u>時期変更に係る確認項目について説明を受けることができる。 3）委員会は、評定に際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。 （１） （略） （２） 使用前自主（<u>定期自主</u>）検査及び当該安全管理審査の実施日 （３）・（４） （略） （５） 審査の際、確認した使用前自主（<u>定期自主</u>）検査害類及び検査対象設備 （６） （略） （７） 審査の際、確認した<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する事項（登録安全管理審査機関が実施した場合に限る。） 4）～7） （略）	<u>業者検査</u>の実施時期を定めるにあたり必要な範囲において、申請者より<u>定期事業者検査</u>時期変更に係る確認項目について説明を受けることができる。 3）委員会は、評定に際し、審査が適切に実施されたことを確認するため以下の項目を確認する。 （１） （略） （２） 使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査及び当該安全管理審査の実施日 （３）・（４） （略） （５） 審査の際、確認した使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査害類及び検査対象設備 （６） （略） （７） 審査の際、確認した<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する事項（登録安全管理審査機関が実施した場合に限る。） 4）～7） （略）

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
8）委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果及び<u>定期自主検査</u>の実施時期については、次のとおり評定書に記録する。 （1）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定されたとき又は使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定されたときは別紙様式1による。 （2）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分な体制がとられていると評定されたときは、別紙様式2による。 （3）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査を実施する体制がとられていると評定されたときは、別紙様式3による。 （4）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査を実施する体	8）委員会は、安全管理審査官が実施した安全管理審査の評定の結果及び<u>定期事業者検査</u>の実施時期については、次のとおり評定書に記録する。 （1）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定されたとき又は使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定されたときは別紙様式1による。 （2）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられていると評定されたときは、別紙様式2による。 （3）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査を実施する体制がとられていると評定されたときは、別紙様式3による。 （4）当該審査を受けた組織が、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査を実施する

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
制がとられていないと評定されたときは、別紙様式4による。また、上記評定書には別紙様式5を添付する。 （5）当該審査を受けた組織が、<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、<u>定期自主検査</u>の実施時期を定めるときは、別紙様式8による。 9） （略） 別紙様式1 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分	体制がとられていないと評定されたときは、別紙様式4による。また、上記評定書には別紙様式5を添付する。 （5）当該審査を受けた組織が、<u>定期事業者検査</u>を実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定めるときは、別紙様式8による。 9） （略） 別紙様式1 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分（かつ高度）な取組を実施している。 別紙様式2 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇	分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分（かつ高度）な取組を実施している。 別紙様式2 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
発電所の使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施につき十分な体制がとられている。 別紙様式3 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果>	発電所の使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施につき十分な体制がとられている。 別紙様式3 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果>

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査を実施する体制がとられている。 記 1・2 （略） 3. 審査内容の確認 別紙のとおり審査は適切に実施されている。 評定日 年 月 日	当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査を実施する体制がとられている。 記 1・2 （略） 3. 審査内容の確認 別紙のとおり審査は適切に実施されている。 評定日 年 月 日

改正後	改正前				
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。				
別紙様式4 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期自主</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期自主</u>）検査を実施する体制がとられていない。 別紙様式5（記載例） 評定の確認項目及び結果	別紙様式4 評定書 下記のとおり申請及び安全管理審査報告書の提出のあった〇〇株式会社〇〇発電所の使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査の実施に係る体制について以下のとおり評定する。 <評定結果> 当該審査を受けた組織は、使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査を実施する体制がとられていない。 別紙様式5（記載例） 評定の確認項目及び結果				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認項目</td><td style="width: 50%; text-align: center;">結 果</td></tr> </table>	確認項目	結 果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確認項目</td><td style="width: 50%; text-align: center;">結 果</td></tr> </table>	確認項目	結 果
確認項目	結 果				
確認項目	結 果				

改正後		改正前	
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。		経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。	
①（略）	（略）	①（略）	（略）
②使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）	②使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）
③・④（略）	（略）	③・④（略）	（略）
⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）	⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）
⑥（略）	（略）	⑥（略）	（略）
⑦審査の際、確認した <u>溶接自主検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果（登録安全管理審査機関から審査業務を引き継いだ場合に限る。）	（略）	⑦審査の際、確認した <u>溶接事業者検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果（登録安全管理審査機関から審査業務を引き継いだ場合に限る。）	（略）

評 定 書

別紙様式6

あった使用前自主（定期自主）検査の実施に係る体制について評定する。

報告日	報告番号	審査を実施した者	審査内容の確認	審査対象者の区分 (安全管理審査の種類)	溶接自主検査の実施状況及びその結果に関する確認内容の適切性	評定結果 (注意参照)
			別紙のとおり		別紙のとおり	イ、ロ、ハ、ニ 又はホ

改 正 後

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

安全管理審査評定等委員会運営要領について

電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期自主検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。

改 正 前

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明

安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について

電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。

別紙様式6

あった使用前自主（定期事業者）検査の実施に係る体制について評定する。

報告日	報告番号	審査を実施した者	審査内容の確認	審査対象者の区分 (安全管理審査の種類)	溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認内容の適切性	評定結果 (注意参照)
			別紙のとおり		別紙のとおり	イ、ロ、ハ、ニ 又はホ

評 定 書

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。
別紙様式7（記載例）	別紙様式7（記載例）

改正後	改正前																												
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。																												
評定の確認項目及び結果 <table> <tr> <th>確認項目</th><th>結 果</th></tr> <tr> <td>①（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>②使用前自主（<u>定期自主</u>）検査及び当該安全管理審査の実施日</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>③・④（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑤審査の際、確認した使用前自主（<u>定期自主</u>）検査書類及び検査対象設備</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑥（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑦審査の際、確認した<u>溶接自主検査</u>の実施状況及びその結果に関する事項とその結果</td><td>（略）</td></tr> </table>	確認項目	結 果	①（略）	（略）	②使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）	③・④（略）	（略）	⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）	⑥（略）	（略）	⑦審査の際、確認した <u>溶接自主検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果	（略）	評定の確認項目及び結果 <table> <tr> <th>確認項目</th><th>結 果</th></tr> <tr> <td>①（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>②使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査及び当該安全管理審査の実施日</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>③・④（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑤審査の際、確認した使用前自主（<u>定期事業者</u>）検査書類及び検査対象設備</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑥（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>⑦審査の際、確認した<u>溶接事業者検査</u>の実施状況及びその結果に関する事項とその結果</td><td>（略）</td></tr> </table>	確認項目	結 果	①（略）	（略）	②使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）	③・④（略）	（略）	⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）	⑥（略）	（略）	⑦審査の際、確認した <u>溶接事業者検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果	（略）
確認項目	結 果																												
①（略）	（略）																												
②使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）																												
③・④（略）	（略）																												
⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期自主</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）																												
⑥（略）	（略）																												
⑦審査の際、確認した <u>溶接自主検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果	（略）																												
確認項目	結 果																												
①（略）	（略）																												
②使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査及び当該安全管理審査の実施日	（略）																												
③・④（略）	（略）																												
⑤審査の際、確認した使用前自主（ <u>定期事業者</u> ）検査書類及び検査対象設備	（略）																												
⑥（略）	（略）																												
⑦審査の際、確認した <u>溶接事業者検査</u> の実施状況及びその結果に関する事項とその結果	（略）																												

改正後	改正前								
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期自主検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。								
別紙様式8（記載例） 定期自主検査時期変更に係る確認項目及び結果 <table border="1" data-bbox="168 1217 1106 1410"> <thead> <tr> <th>確認項目</th><th>結 果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①定期自主検査時期の変更理由</td><td>○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、</td></tr> </tbody> </table>	確認項目	結 果	①定期自主検査時期の変更理由	○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、	別紙様式8（記載例） 定期事業者検査時期変更に係る確認項目及び結果 <table border="1" data-bbox="1137 1217 2076 1410"> <thead> <tr> <th>確認項目</th><th>結 果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①定期事業者検査時期の変更理由</td><td>○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、</td></tr> </tbody> </table>	確認項目	結 果	①定期事業者検査時期の変更理由	○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、
確認項目	結 果								
①定期自主検査時期の変更理由	○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、								
確認項目	結 果								
①定期事業者検査時期の変更理由	○年○月○日付け第○号をもって○ ○から通知があった定期安全管理審査において、審査を受けた□□は、								

改正後		改正前	
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 安全管理審査評定等委員会運営要領について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期自主検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期自主検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領を別紙のとおり定める。		経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明 安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）について 電気事業法第51条第6項（第55条第6項において準用する場合を含む。）に規定する使用前自主検査又は<u>定期事業者検査</u>の実施に係る体制の総合的な評定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する<u>定期事業者検査</u>の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会運営要領（内規）を別紙のとおり定める。	
	<u>定期自主検査</u>の実施につき十分な体制がとられている組織であって、□年□月□日付け第□号をもって□□から申請のあった延長時期（○年）として差し支えないと認められるため。		<u>定期事業者検査</u>の実施につき十分な体制がとられている組織であって、□年□月□日付け第□号をもって□□から申請のあった延長時期（○年）として差し支えないと認められるため。
②（略）	（略）	②（略）	（略）
③登録安全管理審査機関からの報告内容 （安全管理審査の審査結果、 <u>溶接自主検査</u> の実施状況及びその結果に係る確認結果）	（略）	③登録安全管理審査機関からの報告内容 （安全管理審査の審査結果、 <u>溶接事業者検査</u> の実施状況及びその結果に係る確認結果）	（略）
④（略）	（略）	④（略）	（略）
⑤前回 <u>定期自主検査</u> の終了日	（略）	⑤前回 <u>定期事業者検査</u> の終了日	（略）
⑥・⑦（略）	（略）	⑥・⑦（略）	（略）

